

令和7年6月市議会定例会議提出議案

令和7年 月 日提出

区 分	件 数
予算関係	2
条例関係	8
その他議案	1
報告	10
計	21



福島市
FUKUSHIMA CITY

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係 その①】

1 議案第 号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第1号）

2 議案第 号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計
補正予算（第1号）

【条例関係 その①】

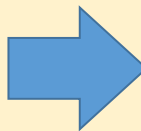
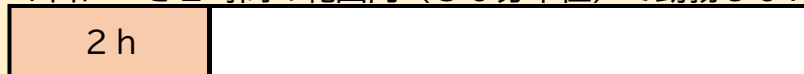
3 議案第 号 福島市職員の育児休業等に関する条例及び福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、部分休業制度を拡充する改正を行う。

【主な改正内容】

(改正前)

1日につき2時間の範囲内（30分単位）で勤務しないこと

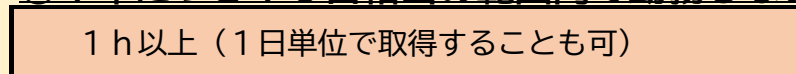


(改正後)

① 1日につき2時間の範囲内（30分単位）で勤務しないこと



② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと



※1 1年単位（4／1～翌年3／31）で①、②のいずれかを選択可能

※2 部分休業時間は、無給

（施行日：令和7年10月1日）

【条例関係 その① 改正後の部分休業制度利用のイメージ】

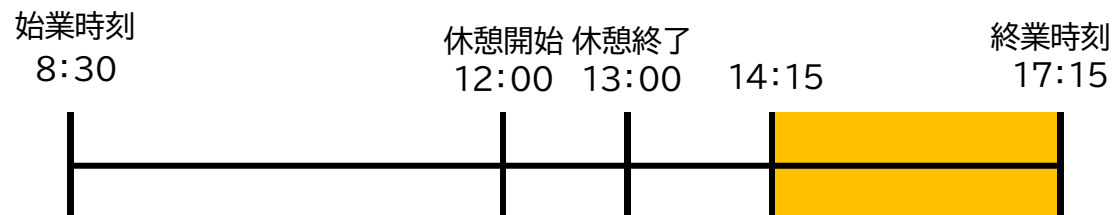
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しない場合の例



午前と午後に分けて、2時間部分休業を取り、幼稚園への登園、降園の送迎を行い、祖父母に預けて職場に戻るケース

※1日あたり2時間で申請した場合、2時間以上の取得不可

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しない場合の例



子どもが体調不良で保育所からの呼び出しがあり、3時間の部分休業を取るケース

※必要に応じて1日単位での取得も可能

【条例関係 その②】

4 議案第 号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

市外で発生または発生のおそれのある重大な災害現場に、消防組織法に基づき派遣され、救助活動等に従事する消防職員に特殊勤務手当を支給するための改正を行う。

【主な改正内容】

災害派遣（広域応援・緊急消防援助隊）に伴う手当を追加

⇒日額 1, 080円（著しく危険な場合 日額 2, 160円）

※1 広域応援とは？

福島県内及び近隣市町村で、大規模な災害や特殊な災害の発生または発生のおそれがある場合、相互応援により出動するもの。

※2 緊急消防援助隊とは？

大規模または特殊な災害が発生し、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防庁長官の「指示」等により出動する全国的な消防の応援組織。

【施行日：公布の日（令和7年2月26日大船渡市で発生した林野火災への派遣から適用）】

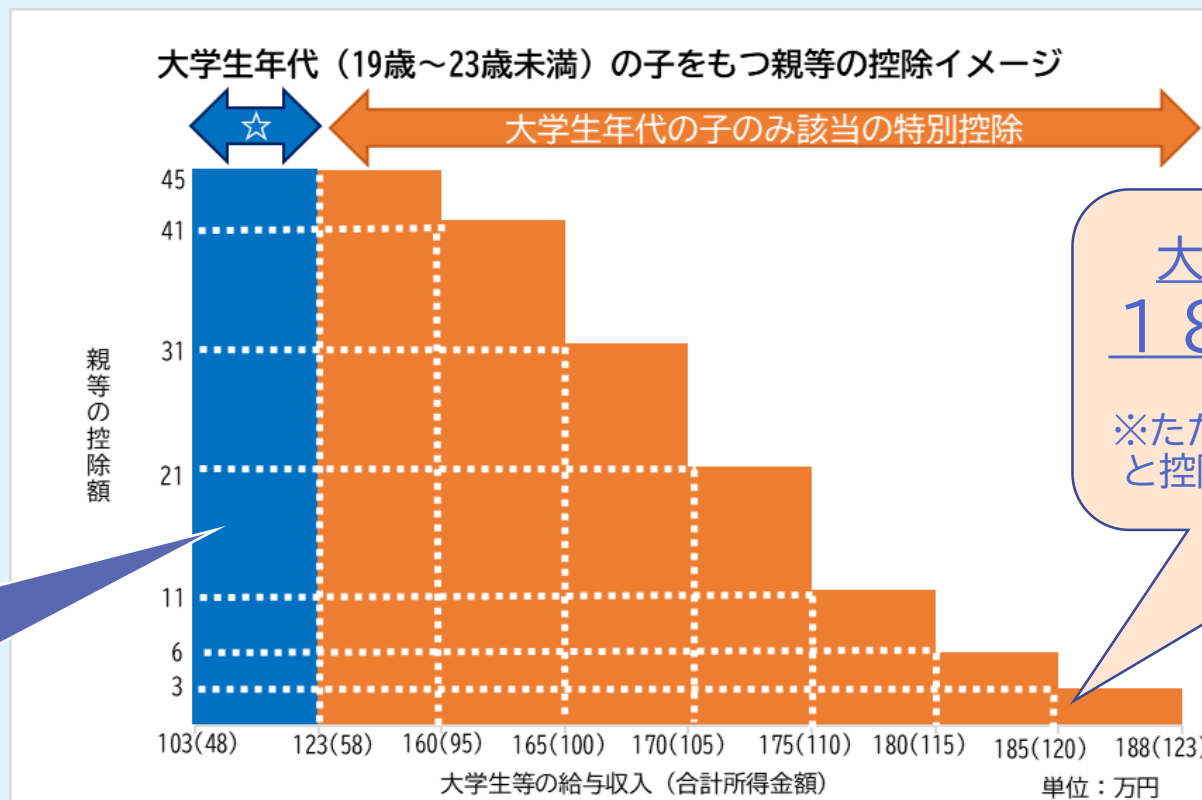
【条例関係 その③】

5 議案第 号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、大学生年代の子をもつ親等の個人市民税にかかる負担軽減を図るとともに、マンションの長寿命化工事に伴う減税手続きの簡素化等を行う。

【主な改正内容】

(1) 個人市民税



☆扶養親族の所得要件が緩和され、給与収入の場合123万円まで控除の対象となるよう所得税法等が見直されました。

大学生年代のみ給与収入
188万円まで控除対象

※ただし、給与収入160万円を超えると控除額が段階的に目減りします。

(2) 市たばこ税

課税額が、紙巻きたばこの7～9割に抑えられていた加熱式たばこの課税方式の見直し

※加熱式たばこ1箱あたり50～100円程度の値上げが見込まれる。

(3) 固定資産税

マンションの長寿命化工事に伴う固定資産税減額の申告について、区分所有者からの申告がなくても、マンション管理組合の管理者から必要書類の提出があれば減額措置を適用

※参考

要件

- ①築20年以上が経過している
- ②総戸数が10戸以上である
- ③過去に長寿命化工事を行っている
- ④管理計画が市から認定されたマンションである
※市の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直しをしたマンションを含む
※R3.9.1以降に修繕積立金を一定基準まで引き上げたことが必要



長寿命化工事を実施
(外壁塗装工事、床防水工事、屋根防水工事)
※R5.4.1～R9.3.31に完了した工事が対象



固定資産税の減額
(長寿命化工事完了翌年度の
建物部分の1/3)

【施行日：(1) 令和8年1月1日 (2) 令和8年4月1日 (3) は公布の日】

【条例関係 その④】

6 議案第 号 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び税率の見直し等を行うための改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 課税限度額の引上げ (改正前) 106万円 ⇒ (改正後) 109万円
- (2) 軽減判定所得の基準額見直し ⇒ 2割および5割軽減判定の基準額を引上げ
- (3) 保険税率の見直し (※令和11年度の県内保険税水準の統一へ向けて、段階的に調整を行うもの)

	改正前			改正後		
区分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.50%	2.50%	2.40%	6.50%	2.50%	2.40%
均等割額 (1人あたり)	20,700円	7,800円	10,000円	<u>21,700円</u>	<u>9,500円</u>	10,000円
平等割額 (1世帯あたり)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円

(施行日：公布の日)

【条例関係 その⑤】

7 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国の財政支援措置に準拠し、減免期間の取扱いにかかる改正を行う。

8 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、国の財政支援措置に準拠し、減免期間の取扱いにかかる改正を行う。

【No.7～8議案の主な改正内容】

＜減免の対象範囲＞

（１）上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者

⇒令和７年度相当分の保険税（料）額（全額減免）

※平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く

（２）令和７年３月３１日に帰還困難区域の指定が解除された区域（飯舘村・葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者

⇒令和７年４～９月分の保険税（料）額（月割減免）

（施行日：公布の日）

【条例関係 その⑥】

9 議案第 号 福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する法律名と条の修正

※引用法律名の変更

（修正前）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

（修正後）物資の流通の効率化に関する法律

（施行日：公布の日）

【条例関係 その⑦】

- 10 議案第 号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条の修正

(施行日：公布の日)

【その他議案 その①】

11 議案第 号 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

(1)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件（専決第5号）

【報告 その①】

12	報告第	号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
13	報告第	号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
14	報告第	号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
15	報告第	号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
16	報告第	号	福島市下水道事業会計予算の継続費繰越しの件
17	報告第	号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
18	報告第	号	福島市農業集落排水事業会計予算の繰越しの件
19	報告第	号	福島市工業団地整備事業費特別会計予算の 継続費繰越しの件
20	報告第	号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
21	報告第	号	専決処分報告の件



福島市
FUKUSHIMA CITY

令和7年度 6月 補正予算の内容

(一般会計補正予算 第1号)



- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 定額減税不足額給付金 | 5 消防団の機能強化 |
| 2 福島型給食推進事業の拡充 | 6 焼却工場の点検整備 |
| 3 生殖補助医療交通費助成事業 | |
| 4 まちなか立地集積支援事業 | |

一般会計補正予算額

11億2,051万円

(単位 千円)

	事業費 合計	財源内訳				
		国	県	市債	その他	一般財源
補正第1号	1,120,507	△1,243	19,352	179,200	8,920	914,278

※一般財源のうち452,100千円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

【参考】令和7年度予算累計額(一般会計)

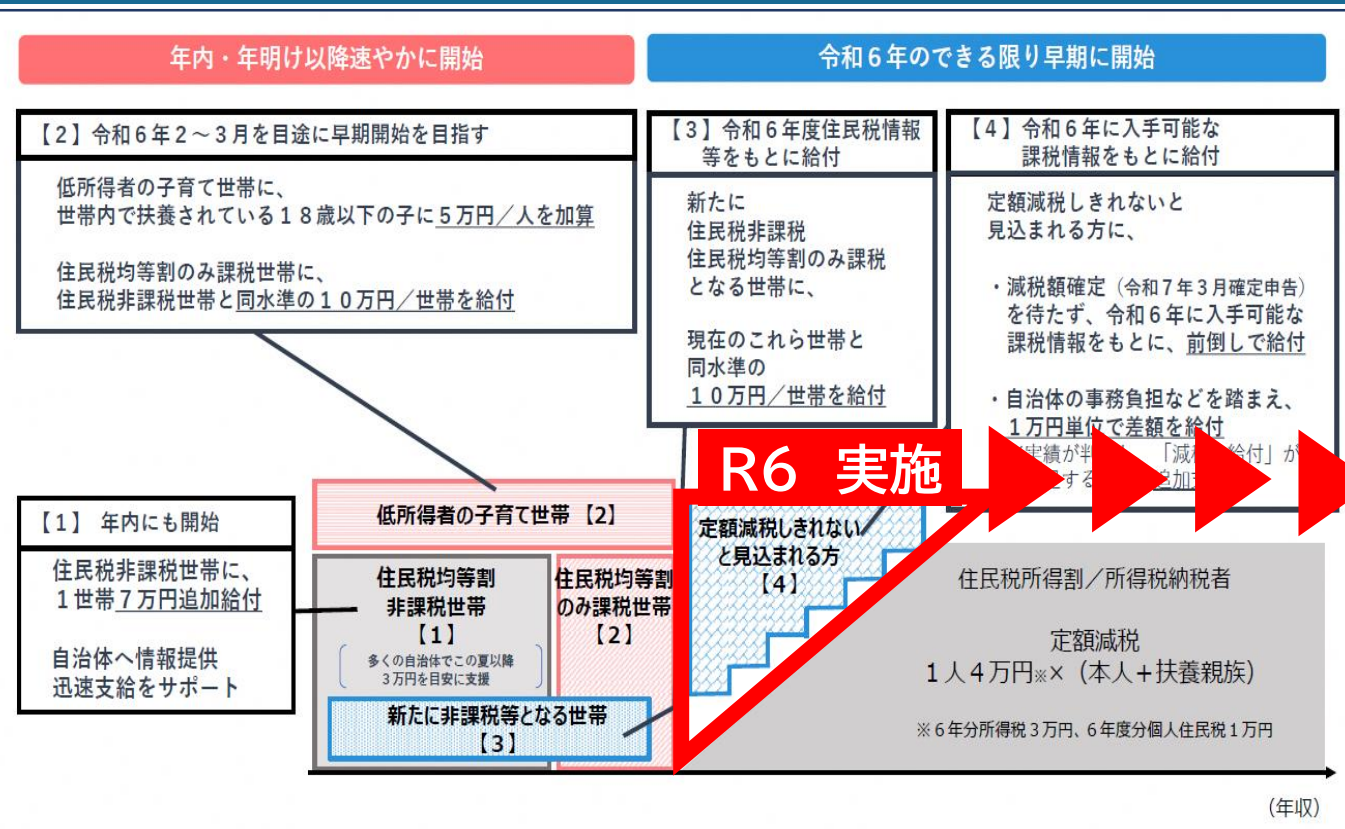
1,264億2,051万円

1 定額減税不足額給付金

補正額:452,100千円

令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じた場合などに対し、追加分の給付を行います。

生活支援特別給付金と定額減税の全体イメージ



令和5年12月 内閣府資料より抜粋

R7 実施

対象者

令和7年度住民税課税地が福島市であって、下記の①②に当てはまる方

- 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した結果、支給額に不足が生じる方
例1 ・ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
・ こどもの出生などにより令和6年中に扶養親族等が増えた方 など
- 当初調整給付を受けていない方
例2 ・ 一定の条件を満たす事業専従者や合計所得金額48万円超の方 など

スケジュール

基本的には、プッシュ型により給付を実施いたします。ただし、事前に令和6年度の課税状況等を把握できない方については、申請が必要となります。

◎支給お知らせ

○ 支給開始

▼ 口座確認書発送

■ 申請の案内書発送

対象者		8月	9月	10月	11月	12月
①	口座登録者	◎	○			
	口座未登録者		▼	○	以降、随時支給 ・口座確認回答期限	
②			▼ ■ 受付開始	○	以降、随時支給 ・口座確認回答期限 ・申請書提出期限	

2 福島型給食推進事業の拡充

補正額:170,713千円

食材費等の高騰が続く中、子育て世帯の負担を増やすことなく、良質な給食を提供するため、福島型給食推進事業による支援額を上乗せします。

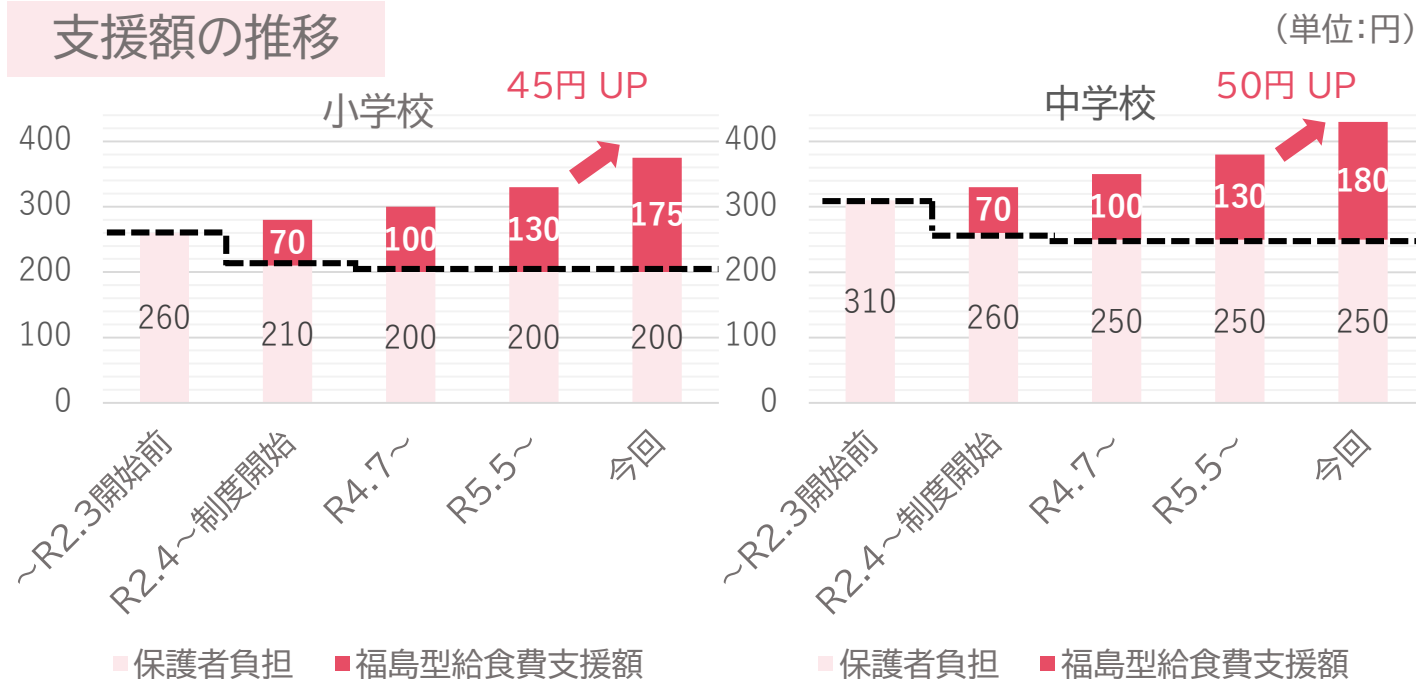
事業概要

拡充内容：学校給食1食あたり小学生**45**円、中学生**50**円 支援額を**増額**

対象：福島市内の小中学生の児童生徒 約18,400人

期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

支援額の推移



学校給食1食あたりの金額

(単位:円)

区 分		今回 改定額	R5 改定額	比 較
小学校	合 計	375	330	45
	うち 主食	94.65	70.12	24.53
中学校	合 計	430	380	50
	うち 主食	107.22	78.53	28.69



3 生殖補助医療交通費助成事業

補正額:1,500千円

生殖補助医療(体外受精、顕微授精)を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、通院にかかる費用の一部を助成します。

対象者

- ・福島市内に住民登録がある夫婦
- ・住所地から生殖補助医療を受診する医療機関まで概ね60分以上の移動時間を要する夫婦

助成回数

- ・通院1回あたりの基準額 × 通院回数
- ・通院回数は、採卵準備～妊娠の判定など一連の治療につき8回を上限とする

※一連の治療ごとに申請、申請回数に制限なし

通院1回あたりの基準額

郡山市	会津若松市	いわき市	宮城県	山形県	新潟県	茨城県	栃木県	東京都・その他
1,000	2,000	3,000	2,000	2,000	4,000	6,000	2,000	7,000

(単位:円)



4 まちなか立地集積支援事業

補正額: 50,000千円

都市機能をまちなかに誘導し、より効率的なまちづくりを促すとともに、密度の高いまちを形成してさらなる投資を呼び込み、まち全体を活性化します。

項 目	対象経費と補助率		補助上限額	事業内容の条件
	建築費 又は 修繕費 (※)	取得費 又は 解体費		
①更地に 新築 する場合	10%	—	1億円	①投資額合計1億円以上
②従前建物に 増築 する場合	10%	5%	1億円	②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能(表外のとおり)
③ 建て替え する場合	10%	10%	建築費用:1億円、 解体費用:5千万円	
④建物を 修繕、模様替え する場合	10%	5%	1億円	①投資額合計1千万円以上
⑤ マスターリース事業者の修繕等	10%	—	1億円	②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能 ③マスターリースの場合、賃料を除く修繕が対象

※工事費、設計費、経費を含む

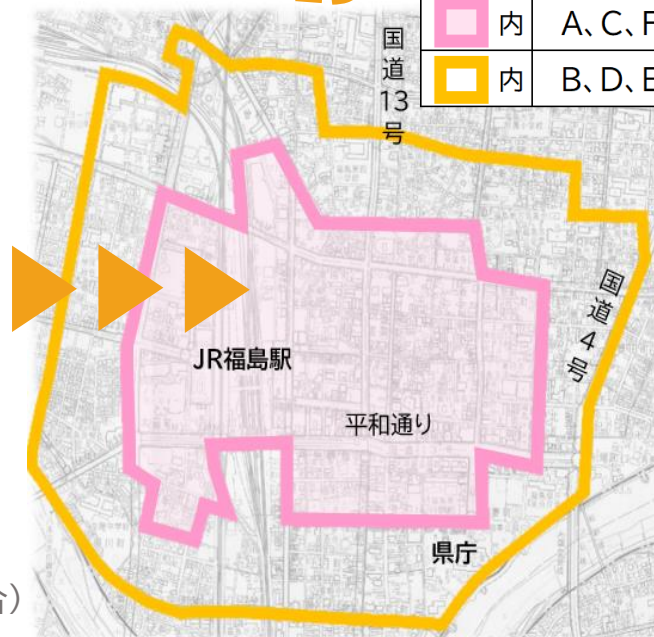
事業認定 第1号 福島日産グループ！
貸しオフィス等の複合施設へのコンバージョン



都市機能

《凡例》 ※支援エリアには、沿道も含む。

エリア	対象機能
内	A、C、F
内	B、D、E



【対象となる都市機能】

- A ホテル等宿泊機能 ※客室100室以上確保
- B 教育関連機能 (大学、短大、専門学校、高校)
- C 商業機能 (飲食、スーパー、アパレル、雑貨、エンタメサービス、アミューズメントなど)
- D オフィス機能 (情報通信、広告、専門サービス、金融など)
- E 医療関連機能 (病院、診療所など)
- F 文化芸術関連機能 (音楽ホール、図書館機能、イベントスペースなど)

【特例措置】

- (1)バンケット割増(宿泊施設にバンケットを併設する場合)
→バンケット整備部分の補助率を5%加算
(バンケット整備部分については上限なし)
- (2)教育関連機能が過半となって入居する場合
→教育関連機能整備部分を5%加算
(全体の上限:1.5億円)



5 消防団の機能強化

補正額:59,000千円

福島市消防団第22分団(野田町)の屯所車庫を
移転新築します。

移転予定地

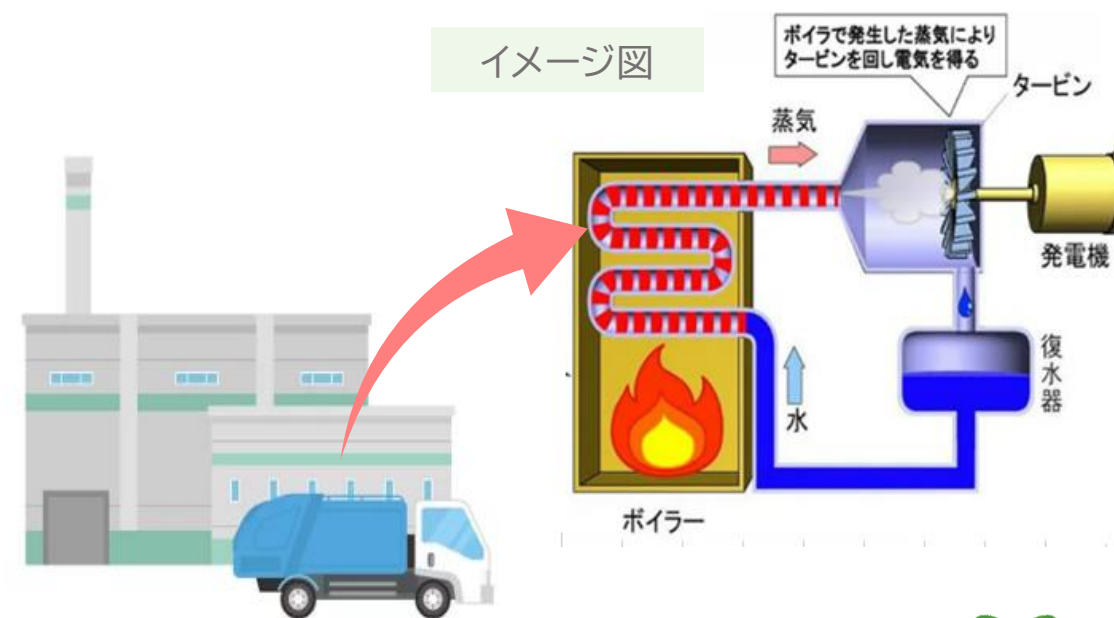
三河台学習センター広場敷地内 (野田町7丁目51-2の一部)



6 焼却工場の点検整備

補正額:235,000千円

あぶくまクリーンセンターの蒸気タービン 及び
発電機等の点検整備を実施します。



ごみ焼却余熱を有効活用
自家発電により環境負荷を軽減

